

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県御宿町長

## 公表日

平成29年6月12日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種法及び御宿町肺炎球菌予防接種費用の助成に関する要綱の規定による、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付及び予防接種費用の助成に係る事務を行う。</li><li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施 ②予防接種法による予防接種の実施に必要な協力 ③予防接種法による給付の支給 ④御宿町肺炎球菌予防接種費用の助成に関する要綱による予防接種費用の助成</li></ul>
③システムの名称	健康かるて、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条  番号利用条例第4条第1項 別表第一
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項 【情報提供】16の2項 【情報照会】16の2,17,18,19項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 埋田禎久
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-6717

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。            ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法及び御宿町肺炎球菌予防接種費用の助成に関する要綱の規定による、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付及び予防接種費用の助成に係る事務を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。            ①予防接種法による予防接種の実施            ②予防接種法による予防接種の実施に必要な協力            ③予防接種法による給付の支給            ④御宿町肺炎球菌予防接種費用の助成に関する要綱による予防接種費用の助成</li> </ul>	事後	
平成29年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康かるて	健康かるて、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
平成29年6月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条  番号利用条例第4条第1項 別表第一	事後	
平成29年6月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年6月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】17,18,19項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	番号法第19条第7号 別表第二 16の2項 【情報提供】16の2項 【情報照会】16の2,17,18,19項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2	事前	
平成29年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成29年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認